

「家畜伝染病予防法」と「と畜場法又は食鳥検査法」との整合性を図る理由

BSEに関するこれまでの行政対応上の問題の検証及び今後の畜産・食品衛生行政のあり方について検討するために、平成13年11月6日に発足された農林水産大臣及び厚生労働大臣の私的諮問機関であるBSE問題に関する調査検討委員会の報告において、農林水産省と厚生労働省の連携不足が指摘された。

一方、食品安全基本法においては、国は食品供給行程の各段階における措置を総合的に策定・実施する責務を有することとされた。

このため、厚生労働省においては、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）」において、「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」を改正し、生産段階の規制である「家畜伝染病予防法」との関係の整合性を図ったところである。

【参考】

○BSE問題に関する調査検討委員会報告（要約）（平成14年4月2日）抜粋

6 厚生労働省と農林水産省の連携について

（1）BSEの発生前における厚生労働省と農林水産省の連携に関する評価

97年に食品行政について両省の緊密な連携確保が行政改革会議において指摘されていたが、縦割りのままで、両者間の連絡会議も形式的なもの。両省の危機意識に差が感じられるが、このことについて意見交換はまったく行われなかった。

○食品安全基本法（平成15年5月法律第48号）抜粋

（食品供給行程の各段階における適切な措置）

第4条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

（国の責務）

第6条 国は、前三条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。